

れいわ ねん どせんこうあんない  
令和5年度選考案内

ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ たいしょう  
知的障がい者、精神障がい者を対象とした

おおさかふひじょうきんさぎょういんさいようせんこう  
大阪府非常勤作業員採用選考

うけつけきかん れいわ ねん がつ にち きん どうねん がつ にち きん けいしんゆうこう  
(受付期間) 令和5年4月28日(金) ~ 同年5月19日(金)【消印有効】

だい じせんこう れいわ ねん がつ にち もく  
(第1次選考) 令和5年6月8日(木)

れいわ ねん がつ にち  
令和5年4月28日

お お さ か ふ  
大 阪 府

ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ こよう じっし  
～知的障がい者、精神障がい者のチャレンジ雇用を実施します～

ふない しょう しゃこよう しゅうろう すいしん ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ おおさか  
府内の障がい者雇用・就労をさらに推進するために知的障がい者、精神障がい者を大阪  
ふひじょうきんしよくいん こよう おおさかばん こよう ちゅう じっし  
府非常勤職員として雇用する大阪版チャレンジ雇用(注)を実施します。

ちゅう こよう くに かくじちたい しょう しゃ ねんかんこよう けいけん  
(注) チャレンジ雇用とは、国や各自治体において、障がい者を1～3年間雇用し、その経験  
い いっぱんきぎょう しゅうしよく じつげん  
を活かして一般企業への就職を実現するものです。

たいしょう ひと さいようよてい にんずう しごと ないようおよ しごと ばしよ  
1 対象となる人、採用予定の人数、仕事内容及び仕事をする場所

たいしょう ひと 対象となる人	さいようよてい にんずう 採用予定の人数	しごと ないよう 仕事の内容	しごと ばしよ 仕事をする場所
ちてきしょう しゃ 知的障がい者	めいていど 10名程度	じむほじよ しごと ぶんしよお ふうにゆう 事務補助の仕事(文書折り・封入などの さぎょう にゆうりよく つか 作業、データ入力などパソコンを使っ た作業、郵便物等の集配や仕分けなど。 さぎょう ゆうびんぶつとう しゅうはい しわ 記載している作業以外にも様々な仕事 きさい さぎょういがい さまざま しごと があります。)	ハートフルオフィス  おおさかふちやうないかくか 大阪府庁内各課  およ できききかん 及び出先機関

※ハートフルオフィスとは、庁内の各部局から依頼を受けて、障がい者が事務補助の仕事を行うための  
じむしつ おおてまえちやうしゃ さきしまちやうしゃ かしよ はいぞくさき せんたく  
事務室で、大手前庁舎と咲洲庁舎に1カ所ずつあります。(配属先の選択はできません。)

※大阪府庁内各課には、大手前庁舎の他に咲洲庁舎も含まれます。

ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ りやうほう じゆけん  
※知的障がい者、精神障がい者の両方を受験することはできません。

## 2 受験資格等

- (1) 大阪府内に住んでいる人（通学等のために一時的に府外に住んでいる人を含む）
- (2) 療育手帳を持っている人（障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された人を含む）、又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人（申込時点において、申請中の人を含む）
- (3) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 大阪府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 年齢、国籍は問いません。
- (5) 採用後において、障害者任免状況通報（障害者雇用率の算定）のため、手帳等の提示を求めることがあります。

## 3 選考日時、受付場所等

### (1) 選考日時

第1次選考

《知的障がい者》

令和5年6月8日（木）

午前9時30分集合

（受付は午前9時から） ◎終了時刻：午後0時頃（予定）

《精神障がい者》

令和5年6月8日（木）

午後1時30分集合

（受付は午後1時から） ◎終了時刻：午後5時頃（予定）

※受験区分（知的障がい者・精神障がい者）によって、集合時刻が異なります。

第2次選考

第1次選考に合格した人のみに、第2次選考を実施します。

第2次選考の日時、場所等は、第1次選考合格者に対して郵送で通知します。

《知的障がい者》【2日間：6月27日（火）から7月7日（金）のうち、2日間実施予定】

《精神障がい者》【2日間：7月11日（火）から7月20日（木）のうち、2日間実施予定】

※受験者によって、日時、場所等が異なります。

※実地試験及び面接試験は別日となります。

※また、選考の期間は、報酬や交通費等は支給されません。

(2) 受付場所【第1次選考】

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）

大阪市住之江区南港北1-14-16（別記案内図参照）

《知的障がい者》 31階 大阪府職員研修センター 研修室8

《精神障がい者》 32階 大阪府職員研修センター 研修室5

(3) 選考当日持参するもの【第1次選考】

- 受験票
筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）
時計（携帯電話やスマートウォッチ、ストップウォッチ等を除く）

(4) 受験票の発行について

受験票は、5月29日（月）以降に郵送します。5月31日（水）を過ぎても届かない場合は、大阪府総務部人事局人事課人事グループまで問い合わせてください。

電話06（6941）0351 内線2126又は2133

(5) 合格者の発表

（第1次選考合格者発表） 令和5年6月21日（水）予定

（第2次選考合格者発表） 令和5年8月4日（金）予定

※ 合格、不合格にかかわらず、各選考を受験された人全員（途中で帰られた人は除く）に郵送で通知します。また、合格者の受験番号を発表日の午前10時に大阪府のホームページに掲載する予定です。

(6) その他

- 選考については、受験者以外の人が関わることはできません。
選考日には、報道機関が取材をする場合がありますので予めご了承ください。

4 選考内容

Table with 2 columns: 試験の種類 (内容) and details for 第1次選考 and 第2次選考.

## 5 身分及び勤務条件等

### (1) 身分

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員(非常勤職員(会計年度任用職員))として採用されます。

※地方公務員法が適用され、「秘密を守る義務」や「政治的行為の制限」等が課せられます。

### (2) 報酬 【令和5年4月1日現在、勤務1年目の金額】

5時間45分勤務：日額6,090円(時給1,059円)

6時間00分勤務：日額6,350円(時給1,059円)

また、交通費(大阪府の定めた額)が支給されます。

### (3) 期末手当

支給制度あり(原則、基準日(6月1日・12月1日)に在職し、任用期間が6か月以上かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上の方が対象です。)

### (4) 勤務時間(仕事をする時間) 【令和5年4月1日現在】

原則として1日5時間45分(午前9時30分から午後4時)×週4日、1日6時間(午前9時30分から午後4時15分)×週1日となっています。(午後0時15分から午後1時まで休憩時間)

土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります。

### (5) 任用期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日までです。

勤務実績の良い人については、公募によらない再度任用を行う場合があります。(最長で2年7か月間)

※知的障がい者の合格者のうち一部の方については、現非常勤職員の就職等による退職状況を考慮し採用時期を決定します。具体的には、令和5年9月2日から令和6年9月1日までの間に採用となります。これは一人でも多くの方に対してチャレンジ雇用を実施し、一般企業への就職へとつなげるために行うものです。

令和5年9月2日以降に採用された場合も、公募によらない再度任用を行う場合の雇用期間は最長で2年7か月間です。なお、採用されるまでの期間、一般就労や障がい福祉サービス事業所の利用等は可能です。

### (6) 休暇

一般職非常勤職員就業等規則により、大阪府の定めた休暇があります。

具体的には、令和5年9月1日に採用される場合は、10日間の年次休暇と特別休暇(服喪等)があります。また、雇用期間の更新後は、年次休暇が新たに付与されます。

### (7) 社会保険等

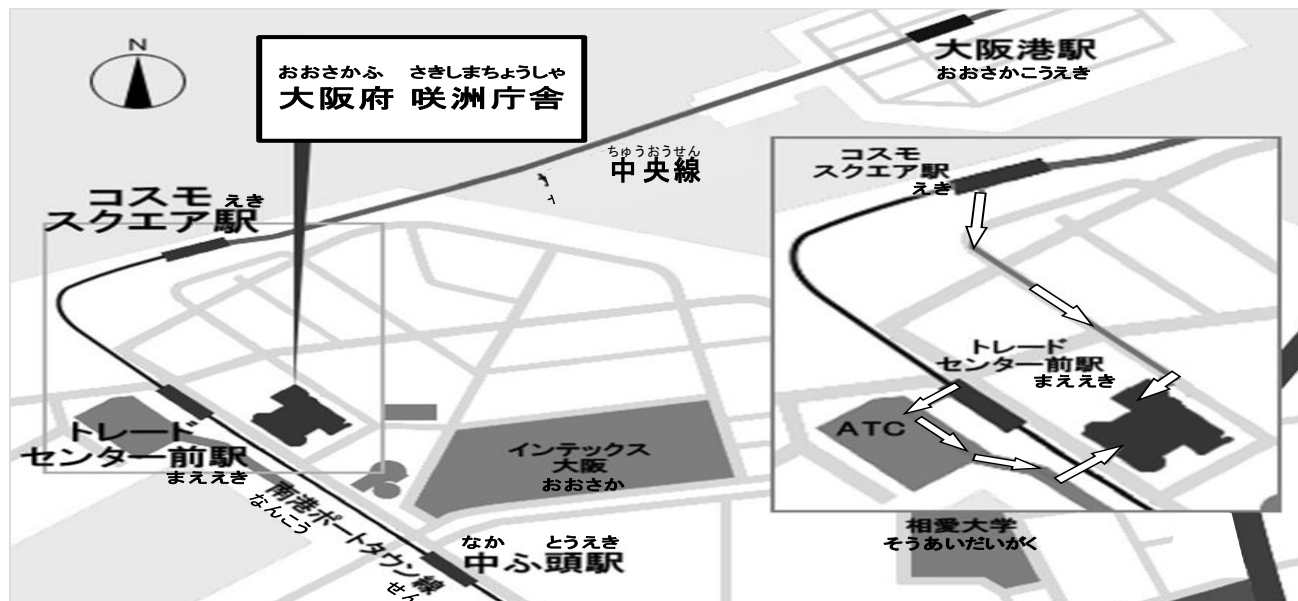
地方公務員等共済組合法、雇用保険法、介護保険法及び厚生年金保険法の適用となります。

6 受験手続

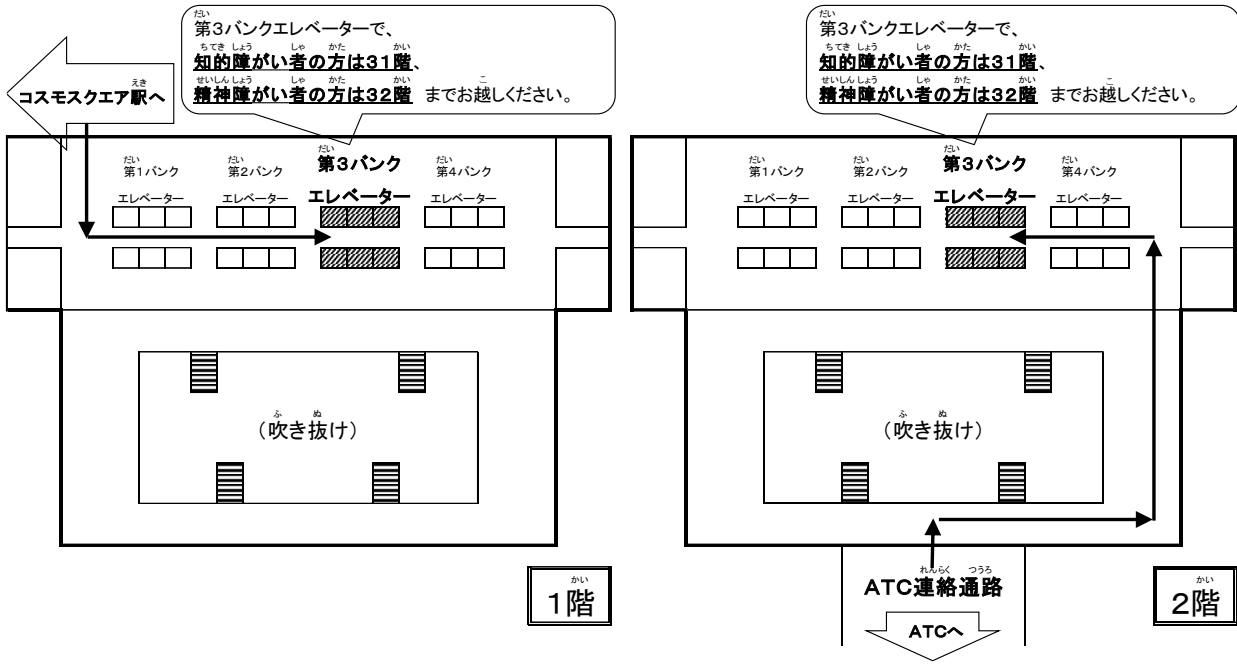
※ 大阪府ホームページから知的障がい者、精神障がい者を対象とした大阪府非常勤作業員採用選考申込書を取り出すことができます。

<p>うけつけ かん 受付期間</p>	<p>令和5年4月28日(金)～同年5月19日(金) 午前9時から午後6時(ただし、土曜日、日曜日、祝日は取り扱いません。)</p>
<p>ていしゆつしよるい 提出書類</p>	<p>①知的障がい者、精神障がい者を対象とした大阪府非常勤作業員採用選考申込書 ※裏面に必ず志望動機を記入してください。</p> <p>②療育手帳のコピー(障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された人については、判定書のコピー)又は精神障害者保健福祉手帳のコピー ※本人の手帳と確認できる部分(顔写真(ある場合)、氏名、生年月日が記載されたページ)及び手帳の種類が確認できる部分のコピーを送付してください。 ※手帳を申請中の人は、申請内容が確認できる書類のコピーを送付してください。</p> <p>③はがき ※表面の切手額面が63円であることを確認のうえ、受験者の郵便番号、住所、氏名【氏名の後ろに「様」を記入してください】を記載し、裏面に受験票を貼り付けてください。</p>
<p>もうしこみほうほう 申込方法</p>	<p>下記、申込先に郵送又は直接持参してください。 なお、郵送の場合は、封筒の表に「採用選考受験」と赤字で書き、必ず「簡易書留」で郵送してください。令和5年5月19日(金)付け消印まで有効です。</p>
<p>もうしこみさき 申込先</p>	<p>〒540-8570(住所は書く必要はありません。) 大阪府総務部人事局人事課人事グループ(大阪府庁本館3階) 電話06(6941)0351 内線2126又は2133</p>
<p>おおさかふ 大阪府ホームページ</p>	<p><a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html</a></p>

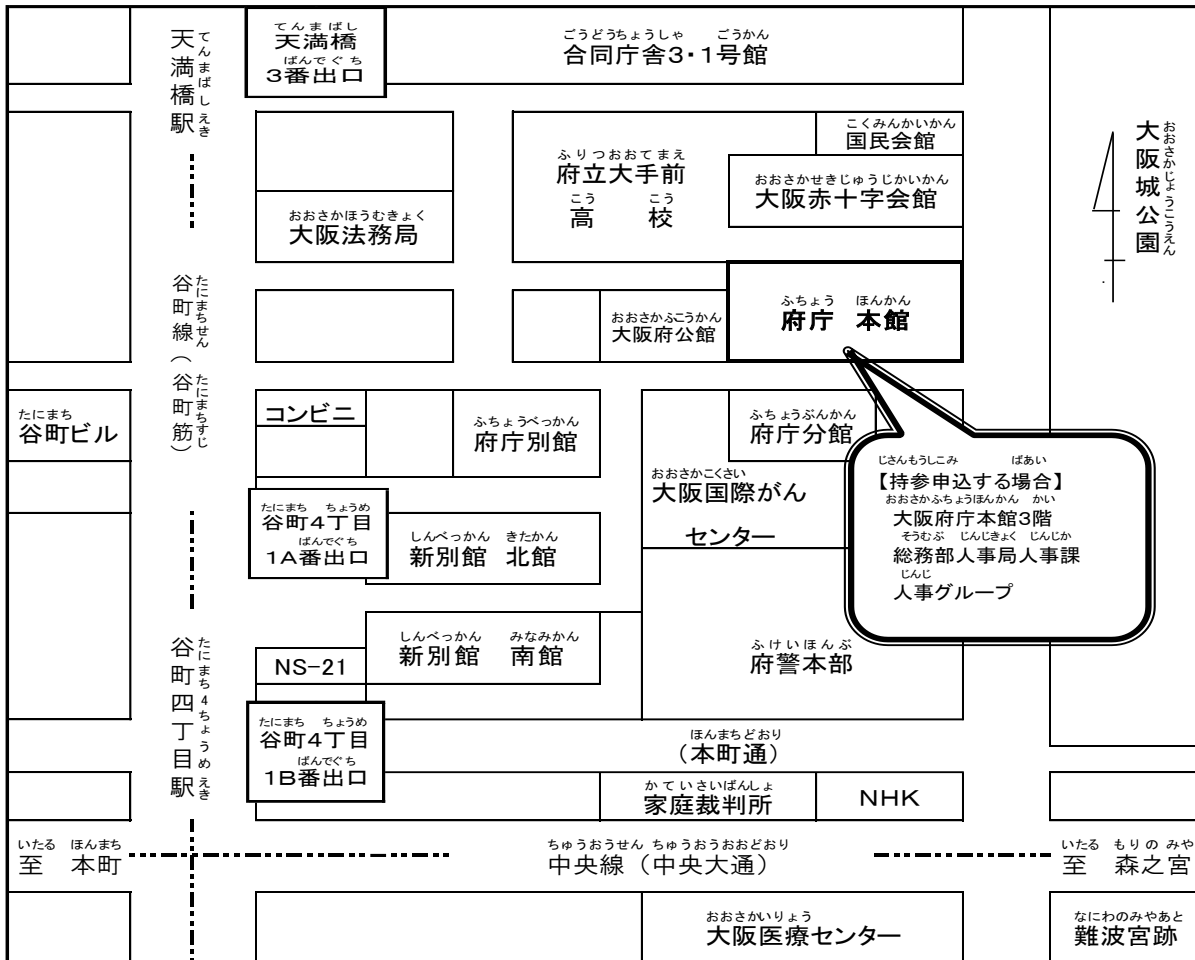
7 大阪府庁周辺案内図(大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー))



おおさか ふ さきしまちようしやあんないず  
 (大阪府咲洲庁舎案内図)



おおさかふそうむぶじんじきよくじんじかじんじ  
 (大阪府総務部人事局人事課人事グループ)



## 新型<sup>しんがた</sup>コロナウイルス<sup>かんせんしょう</sup>感染症<sup>ともな</sup>に伴<sup>ちゅういじこう</sup>う注意事項

1. 【マスクの着用<sup>ちやくようとう</sup>等】マスクの着用<sup>ちやくよう</sup>は個人<sup>こじん</sup>の判断<sup>はんだん</sup>でお願い<sup>ねが</sup>します。

※ 咳<sup>せき</sup>などの症状<sup>しょうじょう</sup>のある方<sup>かた</sup>にはマスクの着用<sup>ちやくよう</sup>をお願い<sup>ねが</sup>することがありますので、御協力<sup>ごきょうりよく</sup>ください。

なお、試験<sup>しけん</sup>時間<sup>じ</sup>中の写真<sup>しやんしんしょうごう</sup>照会<sup>さい</sup>の際は、試験<sup>しけん</sup>係員<sup>かかりいん</sup>の指示<sup>しじ</sup>に従<sup>したが</sup>い、マスクを一時的<sup>いちじてき</sup>に外<sup>はず</sup>してください。

また、携帯<sup>けいたい</sup>用手指<sup>ようてい</sup>消毒<sup>じゆうどく</sup>用<sup>も</sup>アルコール<sup>かた</sup>をお持ち<sup>じさん</sup>の方は、持参<sup>さ</sup>しても差し支<sup>つか</sup>えありません。

2. 【試験<sup>しけん</sup>室<sup>しつ</sup>の換<sup>かん</sup>気<sup>き</sup>】試験<sup>しけん</sup>当日<sup>とうじつ</sup>は換<sup>かん</sup>気<sup>き</sup>のため、適<sup>てき</sup>宜<sup>ぎ</sup>、窓<sup>まど</sup>や扉<sup>とびら</sup>を開<sup>かい</sup>放<sup>ほう</sup>します。体<sup>たい</sup>温<sup>おん</sup>調<sup>ちよう</sup>節<sup>せつ</sup>のし<sup>ふく</sup>や<sup>そう</sup>す<sup>じゆ</sup>い<sup>けん</sup>服装<sup>ふくそう</sup>で受<sup>じゆ</sup>験<sup>けん</sup>してください。

3. 【体<sup>たい</sup>調<sup>ちよう</sup>不<sup>ふ</sup>良<sup>りよう</sup>の方<sup>かた</sup>】新<sup>しん</sup>型<sup>がた</sup>コ<sup>ろ</sup>ナ<sup>な</sup>ウ<sup>い</sup>ル<sup>す</sup>感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>症<sup>しょう</sup>など（学<sup>がく</sup>校<sup>こう</sup>保<sup>ほ</sup>健<sup>けん</sup>安<sup>あん</sup>全<sup>ぜん</sup>法<sup>ほう</sup>で出<sup>しゅつ</sup>席<sup>せき</sup>の停<sup>てい</sup>止<sup>し</sup>が定<sup>さだ</sup>め<sup>ら</sup>れ<sup>て</sup>い<sup>る</sup>感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>症<sup>しょう</sup>）に罹<sup>り</sup>患<sup>かん</sup>し治<sup>ち</sup>癒<sup>ゆ</sup>して<sup>い</sup>な<sup>い</sup>方<sup>かた</sup>、また、①発<sup>はつ</sup>熱<sup>ねつ</sup>、②軽<sup>けい</sup>度<sup>ど</sup>であ<sup>っ</sup>て<sup>も</sup>咳<sup>せき</sup>な<sup>ど</sup>の風<sup>かぜ</sup>邪<sup>じや</sup>の症<sup>しょう</sup>状<sup>じょう</sup>が<sup>つづ</sup>く、③強<sup>つよ</sup>い<sup>だ</sup>る<sup>さ</sup>（倦<sup>けん</sup>怠<sup>たい</sup>感<sup>かん</sup>）、④息<sup>いき</sup>苦<sup>く</sup>し<sup>さ</sup>（呼<sup>こきゅう</sup>吸<sup>こん</sup>困<sup>なん</sup>難<sup>なん</sup>）のい<sup>ず</sup>れ<sup>か</sup>の症<sup>しょう</sup>状<sup>じょう</sup>があ<sup>っ</sup>て<sup>も</sup>新<sup>しん</sup>型<sup>がた</sup>コ<sup>ろ</sup>ナ<sup>な</sup>ウ<sup>い</sup>ル<sup>す</sup>の感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>が<sup>う</sup>た<sup>が</sup>疑<sup>かた</sup>わ<sup>れ</sup>る<sup>方</sup>は、他<sup>た</sup>の受<sup>じゆ</sup>験<sup>けん</sup>者<sup>しや</sup>へ<sup>の</sup>感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>のお<sup>お</sup>そ<sup>れ</sup>が<sup>あ</sup>る<sup>た</sup>め、当<sup>とう</sup>日<sup>じつ</sup>の受<sup>じゆ</sup>験<sup>けん</sup>を<sup>ひか</sup>控<sup>ねが</sup>え<sup>て</sup>い<sup>た</sup>だ<sup>く</sup>よ<sup>う</sup>お<sup>願</sup>い<sup>し</sup>ま<sup>す</sup>。な<sup>お</sup>、こ<sup>れ</sup>を<sup>り</sup>理<sup>ゆ</sup>由<sup>う</sup>と<sup>し</sup>た<sup>欠</sup>席<sup>けつせき</sup>者<sup>しや</sup>向<sup>む</sup>け<sup>の</sup>再<sup>さい</sup>実<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>は<sup>よ</sup>て<sup>い</sup>予<sup>よ</sup>定<sup>てい</sup>し<sup>て</sup>お<sup>り</sup>ま<sup>せ</sup>ん。

4. 【密<sup>みつ</sup>集<sup>しゅう</sup>の回<sup>かい</sup>避<sup>ひ</sup>】試<sup>し</sup>験<sup>けん</sup>会<sup>かい</sup>場<sup>じやう</sup>内<sup>ない</sup>では密<sup>みつ</sup>集<sup>しゅう</sup>を<sup>さ</sup>避<sup>さ</sup>け<sup>る</sup>た<sup>め</sup>、貼<sup>は</sup>り<sup>が</sup>紙<sup>み</sup>や試<sup>し</sup>験<sup>けん</sup>係<sup>か</sup>員<sup>りん</sup>の指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>に<sup>したが</sup>従<sup>したが</sup>って<sup>も</sup>他<sup>た</sup>の受<sup>じゆ</sup>験<sup>けん</sup>者<sup>しや</sup>と<sup>の</sup>身<sup>しん</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>距<sup>きょ</sup>離<sup>り</sup>を<sup>たも</sup>保<sup>たも</sup>つ<sup>よ</sup>う<sup>に</sup>し<sup>て</sup>く<sup>だ</sup>さ<sup>い</sup>。ま<sup>た</sup>、昼<sup>ちゆう</sup>食<sup>じよく</sup>を<sup>さい</sup>と<sup>る</sup>際<sup>さい</sup>や休<sup>きゅう</sup>憩<sup>けい</sup>の<sup>さい</sup>際<sup>さい</sup>も、密<sup>みつ</sup>集<sup>しゅう</sup>を<sup>さ</sup>避<sup>さ</sup>け、会<sup>かい</sup>話<sup>わ</sup>は<sup>ひか</sup>控<sup>ねが</sup>え<sup>て</sup>く<sup>だ</sup>さ<sup>い</sup>。

5. 【連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>事<sup>じ</sup>項<sup>こう</sup>】新<sup>しん</sup>型<sup>がた</sup>コ<sup>ろ</sup>ナ<sup>な</sup>ウ<sup>い</sup>ル<sup>す</sup>感<sup>かん</sup>染<sup>せん</sup>症<sup>しょう</sup>を<sup>め</sup>ぐ<sup>る</sup>状<sup>じやう</sup>況<sup>きやう</sup>に<sup>よ</sup>り、試<sup>し</sup>験<sup>けん</sup>日<sup>び</sup>や試<sup>し</sup>験<sup>けん</sup>会<sup>かい</sup>場<sup>じやう</sup>が<sup>へん</sup>更<sup>こう</sup>に<sup>な</sup>る<sup>ば</sup>あ<sup>い</sup>場<sup>ばあ</sup>合<sup>あ</sup>い<sup>は</sup>ず<sup>な</sup>い<sup>ば</sup>あ<sup>い</sup>に<sup>な</sup>る<sup>た</sup>め、受<sup>じゆ</sup>験<sup>けん</sup>者<sup>しや</sup>の<sup>みな</sup>皆<sup>でん</sup>さ<sup>ま</sup>へ<sup>でん</sup>子<sup>し</sup>メ<sup>い</sup>ル<sup>な</sup>ど<sup>で</sup>連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>す<sup>ると</sup>も<sup>と</sup>に、大<sup>お</sup>阪<sup>お</sup>府<sup>さか</sup>職<sup>しよく</sup>員<sup>いん</sup>採<sup>さい</sup>用<sup>よう</sup>選<sup>せん</sup>考<sup>こう</sup>案<sup>あん</sup>内<sup>ない</sup>ホ<sup>ー</sup>ム<sup>ペ</sup>ー<sup>ジ</sup>に<sup>けい</sup>掲<sup>かい</sup>載<sup>さい</sup>し<sup>ま</sup>す<sup>ので</sup>、随<sup>ずい</sup>時<sup>じ</sup>確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>し<sup>て</sup>く<sup>だ</sup>さ<sup>い</sup>。

ちゅうい  
～ 注意 ～

- せんこうかいじょう せんこうかいじょうしゅうへん おおさかふちょうしゅうへんふく きつえん しゅうじつ きんし  
・選考会場および選考会場周辺（大阪府庁周辺含む）の喫煙は終日禁止されています。
- せんこうかいじょう じどうしゃ たんしゃ のりい せんこうかいじょうしゅうへん ちゅうしゃ きんし  
・選考会場への自動車、単車の乗入れや選考会場周辺での駐車は禁止されています。
- せんこうかいじょう でんしゃ どう こうきょうこうつうきかん りょう  
・選考会場へは、電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。
- せんこうかいじょうしゅうへん せんこうけっか つうち どう あんない ぎょうしゃ おおさかふ いっさいかんけい  
・選考会場周辺で選考結果の通知サービス等を案内している業者と大阪府とは一切関係  
ありません。

せんこう かん といあわ さき  
この選考に関するお問合せ先

ふみん といあわ  
○府民お問合せセンター「ピピっとライン」

でんわ 電話 06-6910-8001 ふあつくす FAX 06-6910-8005

じゅけんじょう はいりよ くるまいす しょう かくだい もじ じゅけんどう きぼう ぼあい  
○受験上の配慮（車椅子の使用や拡大文字による受験等）を希望する場合や

もうしこみしょ せいきゆう といあわ さき  
申込書を請求するなどのお問合せ先

おおさかふ そうむぶじんじきょくじんじかじんじ  
大阪府総務部人事局人事課人事グループ

〒540-8570

おおさかふ おおさかしちゅうおうく おおてまえ おおさかふちょうほんかん かい  
大阪府大阪市中心区大手前2-1-22（大阪府庁本館3階）

でんわ 電話 06（6941）0351 ないせん 内線 2126 また 2133

ふあつくす FAX 06（6944）7151